

第 102 回東京箱根間往復大学駅伝競走 給水要領

1. 給水は、主催者が用意する水および指定ボトルを使用すること。
指定ボトルの中身は、主催者が用意するスポーツドリンクまたは各校で用意した飲料とする。
2. 給水場所は、1 区と 6 区を除く、各区間 10km、15km 地点付近（9 区は 14.4km 地点）の 2箇所のみとする。なお、5 区に関しては、7.1km 地点、15.8km 地点の 2箇所とする。
3. 給水は、前項 2 の地点での給水員による定点給水のみ許可する。運営管理車に乗務している監督・コーチが下車して行う任意の給水は一切禁止する。
4. 給水員は 1 地点につき 1 名とし、各チームの部員あるいは各チームが許可した大学関係者であること。また、主催者が給水場所にて配付するビブスを必ず着用すること。
5. 各チームは給水員名簿を 12 月 29 日（月）の区間エントリーの際に提出すること。
6. 給水員の集合時刻、場所は下表の通りとする。

区間	給水場所 (10km 付近)	集合時間	給水場所 (15km 付近)	集合時間
1 区	-	-	-	-
2 区	西区総合庁舎入口バス停前	8：10	市児童公園入口交差点	8：40
3 区	湘南建設株式会社前	9：35	サニビーチ交差点	9：45
4 区	町屋バス停前	10：35	連歌橋交差点	10：50
5 区	大平台駅前 (7.1km 地点)	11：15	箱根ドームハウス美術館前 (15.8km 地点)	11：45
6 区	-	-	-	-
7 区	前川バス停前	8：20	楨ノ木交差点	8：35
8 区	常盤町交差点	9：10	南仲通交差点	9：40
9 区	東伸橋交差点	10：35	横浜駅東口 WC 前 (14.4km 地点)	10：50
10 区	南大井歩道橋	11：40	泉岳寺駅前郵便局	11：55

- ※各地点に集合し、必ず団体で行動すること。また、給水地点より離れている場合についても、必ず前記の内容を守り団体で徒歩にて移動すること。
7. 給水用の飲料および指定ボトルは、担当補助員が管理する。各チームの給水員は、飲料および指定ボトルを受け取り、給水を行うこと。
 8. 給水の実施にあたっては、次の点に十分留意すること。
 - (1) 給水地点が交差点と重複する場合は、交差点内に入らないように地点を前後させて行うこと。
※9 区の給水地点については、バスの進入口を避け、給水を行うこと（現場警察官の指示に従うこと）。
 - (2) 走者が複数名の集団で給水ポイントを通過する場合は、給水ポイントを中心とする付近に適切な間隔を置いて分散し、競合しないよう配慮すること。
 - (3) 手渡しのための走者との併走距離は 50m 以内とする。手渡しが完了したら直ちに立ち止まり、走者と並走してはならない。
 - (4) 給水方法は手渡しとし、迅速かつ慎重に行うこと。給水員は水および指定ボトルの両方を持った状態で競技者と並走し、競技者が選択した飲料を手渡す。いずれかではなく、両方を競技者に手渡してもよい。
 - (5) 給水員から飲料を受け取れなかった場合、他の競技者から受取ったりあるいは手渡してもよい。
 - (6) ペットボトルの商品ラベルは、剥がすことはせずに配付された状態で、そのまま使用すること。
 - (7) 給水後、走者が放棄した容器は各大学が回収する。また、回収した飲料は、各大学が責任をもって処理する。
 9. 各事項に違反したチームは、審判長から厳重注意を受け、状況によっては失格を宣告される場合がある。